

令和6年第11回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年10月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第11回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉	5番 鳥巢 良彦	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子
13番 林 憲昭	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員12名】

21番 高良 悟	23番 田邊 由紀嗣	24番 井上 美津子
26番 安陪 廣重	27番 松岡 光夫	31番 鬼塚 清明
32番 岩下 豊	33番 熊谷 明美	35番 平井 豊子
36番 石井 仁美	37番 森 順仁	38番 矢野 一彦

(※21番・23番・27番・31番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日野 清 宝
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

なし

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和6年第11回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）12名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に7番大隅委員、8番田子森委員を指名いたします。よろしく願います。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

3ページまで17件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から17番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

4ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)に
ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明
をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明

審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の2番師岡委
員、38番矢野委員、11番江藤委員、23番田邊委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明

審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の11番江藤
委員、23番田邊委員を指名いたします。

審議番号1番から2番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番から2番について、賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は可決致しました。

5ページをお開き下さい。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めま
す。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 朗読をもって説明

7ページまで8件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長
議 長

事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。16番内田委員。
16番挙手

議 長
16番

16番内田委員。
(内田委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地及び契約については、議案書記載のとおりです。権利移転の理由につきましては、譲受人は相手方の要望。譲受人の隣であることで耕作に好都合ということですが、譲渡人は親から相続していましたが、農業をしていないためであります。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長
議 長

担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手
賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番水上委員
12番挙手

議 長
12番

12番水上委員。
(水上委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請理由として、譲渡人は離農ということですが、農地を貸していました。譲受人は筑紫野市在住ですが、新規就農者として安川地区を拠点に、農地を借りてズッキーニやニンジンやトマト等を栽培している若手の認定農業者です。毎日早朝より作業をしている姿は、周りからも認められています。また、譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
3番挙手

議 長
3番

3番星野委員。
(星野委員) 譲受人は、筑紫野市から通作であり、結構経営面積が大きいですね。どこで、耕作してありますか。借りて耕作されており大丈夫でしょうか。
12番挙手

議 長
12番

12番水上委員。
(水上委員) 耕作している農地は点々としています。それぞれの農地に季節に応じて作っておられます。必要な時は、お手伝いを近所の方に頼んだりしており、きちんと経営もされてあります。心配はしておりません。どちらかという、他の人があの人なら農地を貸していると言うような方です。

議 長
12番

譲受人は、23, 819㎡耕作しておりますが、安川地区で耕作されているのですか。
(水上委員) 下湊地区、隈江地区、干手地区で農地を借りてあります。

議 長
12番

新たに今回農地を買うということですね。
(水上委員) もともとこの土地は借りてあったものを今回購入するものです。

議 長
12番

認定農家は朝倉市の認定農家ですか。
(水上委員) はいそうです。住所だけが筑紫野市になっていますが、通作をしております。

議 長
3番

(星野委員) わかりました。

議 長

他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番2番は許可といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番空閑委員。
9番挙手
議 長 9番空閑委員。
9番 (空閑委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請の理由については、現地で話しましたところ、譲受人は、苗の生産をされており、規模拡大をしたいということでした。問題ないと思われま。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
24番 (井上委員) 譲渡人は、ご主人も亡くなられており離農したいとのことです。また、譲受人は、地上げをして苗をつくりたいとのことです。
議 長 地上げをするということはどういうことですか。
24番 (井上委員) 地元の業者さんに頼んで地上げをするということですか。
議 長 どのくらい地上げをするのですか。
24番 (井上委員) 道路並みに地上げします。30cm以上にはなりません。
事務局 (松尾) 売買して、土地の名義が変わって、農地改良の申請が必要になります。
事務局 (川波) 3条申請段階で、地上げしてハウスを設置したいとのことでした。ハウスは土の上に設置するハウスになります。所有権が変わって、届け出が必要と譲受人に話をしております。
議 長 他に、審議番号3番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番空閑委員。
9番挙手
議 長 9番空閑委員。
議 長 (空閑委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は相手方の要望によるものです。別に問題ないと思ひます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
議 長 譲受人は、志免町から蟻城地区に耕作をしにきていますか。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 譲受人は、昨年新規就農面談をした方です。農地の横の家を購入してある方です。その家には住まれていないんですが、農業をする時には、泊まったりして営農しております。
議 長 わかりました。他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。11番江藤委員。
11番挙手
議 長 11番江藤委員。
11番 (江藤委員) 審議番号5番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につい

ては、議案書記載のとおりです。譲受人は、譲渡人より依頼を受け長年耕作、管理をしています。今回譲渡人は高齢に加え体調不良で、管理可能な後継者もないことから今後のことを考え、水利権費用などについても譲受人が長年負担してきていることもあり、親族ではありませんが贈与するもので、特に問題はないと思われます。また、譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

23番 (田邊委員) ありません。

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番5番は許可といたします。

次の審議番号6番、7番について、関連がありますので、一括審議と致します。担当委員の説明を求めます。11番江藤委員。

11番挙手

議 長 11番江藤委員。

11番 (江藤委員) 審議番号6番及び7番について説明致します。審議番号6番の譲受人は、野菜を栽培するため、譲渡人の畑の取得を希望しておりました。代替地として、審議番号7番の譲受人に譲渡人の田を提供することで合意し、契約が交換となったものです。特に問題ないと思われます。また、審議番号6番、7番の譲受人は農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

23番 (田邊委員) ありません。

議 長 審議番号6番及び7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号6番及び7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番6番及び7番については許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。2番師岡委員。

2番挙手

議 長 2番師岡委員。

2番 (師岡委員) 審議番号8番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請理由としては、譲渡人は現在施設に入所し、農地を管理できないということで、特に問題はないと思われます。また、譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

38番 (矢野委員) ありません。

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番8番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時30分まで休憩します。

14時21分休憩

14時45分再開

- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。8ページをお開きください。
次に、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
1件でございます。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。
5番鳥巢委員。
5番挙手
- 議 長 5番鳥巢委員。
5番 (鳥巢委員) 審議番号1番を説明致します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、農地改良(一時転用)。転用の理由は、平成29年7月九州北部豪雨で被災した農地を復旧するため、地上げするものです。もともと荒廃農地のような状態でありまして、更に九州北部豪雨で追い打ちを掛けられた状態です。参考事項としましては、搬入土量10,000m³、一体的に地上げする山林629m²、最大地上げ高が6.0m、期間は令和7年1月15日から令和7年5月30日。農地法の運用につきましては、その他の農地に該当します。用途の区分農用地区域外。農地の区分は、第2種農地になります。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
26番 (安陪委員) ありません。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
10番挙手
- 議 長 10番森高委員。
10番 (森高委員) 6m地上げするということは、二次災害の危険性はないんですか。他地区で地上げした後に、雨が降って土砂崩壊して災害になっているところがあるので、そういう心配はないんですか。
- 5番 (鳥巢委員) 現地は、道路からかなり下に農地があります。進入路もないような昔の田んぼであります。一輪車か人が通れる程度の道しかなかったわけです。今後、農地を守っていく中では、田んぼを地上げして一枚にし、車が出入りできるような状況にするようですので、高さ6mということになっています。一番心配なのは、二次災害ですが、私自身も6mもあるので、2次災害を想定してみました。しかしながら、申請地は、極端な話、農地が崩れようが、他に被害をもたらすような場所でもない。この転用者は、技術的に、そういった作業をやっておられるので、他に影響を及ぼさない対策をやって頂けるものと思っています。以上です。
- 議 長 地上げした農地はどのように活用するのですか。
5番 (鳥巢委員) 地目は田ですが、畑としての用途になります。安陪推進委員とも話をして、作物を栽培するにしても、谷になりますので、日の当たる時間が少ないです。逆に、日の当たらない所で育つ作物もありますので、転用者の耕作が行き詰った時には、将来になりますが、推進委員と頑張って作っていかうと思っております。
- 議 長 鳥屋山に登っていく道ですか。
5番 (鳥巢委員) そうです。鳥屋山に上る道の下になります。
- 議 長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。9ページをお開き下さい。次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。10ページまで5件でございます。ご審議方よろしくお願
い致します。
議 長 事務局の説明はおわかりました。それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。
4番挙手
議 長 4番信國委員。
4番 (信國委員) 審議番号1番を説明致します。転用者・申請土地については議案書記載のとおり
です。転用目的は、自己用住宅です。契約は、売買です。転用の理由は、現在借家住まい
のため自己用住宅を建築するものです。農地法の運用については、甘木鉄道甘木駅から1k
m以内で宅地の面積割合が40パーセント以上の区域にある農地に該当します。この農地は、
周りが宅地に囲まれていて、歩行者専用道路もあります。農地の区分は第2種農地です。譲
渡人から譲受人がそこで住宅を建てるのであれば、畑4.49㎡を一緒に買ってくれないか
との相談が 있습니다。雨水は自然浸透になっています。下水については下水道に接続し
ます。このようなことで、転用については、問題はないと考えます。ご審議方よろしくお願
い致します。
議 長 担当委員の説明はおわかりました。推進委員より補足説明はございませんか。
35番 (平井委員) 譲受人が購入する申請地のことを高齢の方に昔のいきさつを聞きますと、基盤
整備で余った土地が隣で雑種地で譲渡人が購入していたそうです。全部ではないんですよ。
分筆してこのようになっています。譲受人は近くのアパートに住んでいます、馬田地区は
住みやすいということで、譲渡人の一部の土地を分筆して購入されています。その中に、基
盤整備した時の農地が残っていたものです。水利組合の方にも聞いたんですが、雨水を流す
ためには、譲渡人の土地を17m程度通らなければならないので、それは無理ということで、
雨水は地下浸透になっているそうです。下水は、目の前にきています。最初に見に行っ
てきました。雨水の吸水溝があり、目詰めがしてあり雨水は流したらダメですと言っていた。
水利組合の方にも動いてもらいましたが、仕方がないということで、地下浸透になっています。
よろしくお願い致します。
議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。次に、審議番号2番について、担当
委員の説明を求めます。
7番挙手
議 長 7番大隅委員。
7番 (大隅委員) 審議番号2番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載
のとおりです。この申請箇所は、地上げが先になって、申請が後になっています。委員自宅
の裏であるが、不動産業者が入っていていつの間にか工事が終わっていました。あつという
間に終わってしまっていました。荒廃化し、竹藪になっていたのを、除去していると思っ
ていたが、あつという間に砂利を持ってきて仕上げてしまいました。譲渡人は年配です。数年
前から不動産業者に頼んで、看板を立てておられました。契約は売買です。転用の目的は自

己用住宅を建築するものです。農地の区分は第2種農地。農地法の運用については、その他の農地に該当します。下水は下水道はないので浄化槽です。雨水は、水路があるのでそちらに接続します。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。 14番山内委員。

14番挙手

議長 14番山内委員。

14番 （山内委員）審議番号3番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいのため自己用住宅用建築をするものです。契約は使用貸借です。参考事項として、居宅1棟114.89㎡です。農地の区分は第1種農地です。農地法の運用としましては、10ha以上の一団の農地（集落接続）になっております。被害防除としては、下水は下水道に接続します。雨水や雑排水につきましては、農地横に排水路がありますのでそちらに接続します。宅地以外の農地は今後畑として管理していきます。隣接地所有者には、それぞれ農地の転用について了解を得ています。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

審議番号4番は、私が担当委員となっておりますので、議長を林副会長と交代致します。

副会長 議長を交代しました。次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 （樋口委員）審議番号4番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいのため自己用住宅用建築をするものです。契約は売買です。これは、始末書添付となっておりますが、譲渡人が一部農地以外で使用されておりました。造園用の石を置いていたものです。農地法の運用ですが、第1種農地ですが10ha以上の一団の農地（集落接続）に該当するという事になっております。雨水は隣にある水路へ接続します。下水、雑排水は合併浄化槽を付けるそうです。ご審議方よろしくお願い致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。議長を樋口会長と交代致します。

議長 議長を交代致しました。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。

15番田中委員。

15番挙手

議長 15番田中委員。

15番 （田中委員）審議番号5番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。この議案は9月の定例会時に議案が提出され承認は受けてお

りましたが、面積が減少したということで新たに申請がなされています。面積が減少した分の理由は、朝倉東小学校前バス停8㎡程度分が減少しています。現在もバス停は運用しています。訂正ということで承認をよろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。11ページをお開き下さい。
次に、議案第4号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番から4番については、推進機構からの買い入れです。以上1番から4番の案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から4番を一括とし、質問や意見はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番から4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第5号は承認とし、市長に通知いたします。
以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 15:14)